

市民まちづくり推進部・上田地域自治センター

令和7年度 重点目標

- 1 地域内分権の推進に向けた地域主体の自治の確立
- 2 自治会や市民活動団体との協働による活力ある地域づくりの推進
- 3 人権が尊重され誰もが等しく参画できる地域社会形成への意識醸成
- 4 移住・定住・交流によるまちづくりの推進
- 5 デジタル技術を活用した市民サービスの向上と業務の効率化
- 6 外国籍市民の社会参加の促進による多文化共生のまちづくりの推進
- 7 犯罪や消費者トラブル、交通事故のない安心安全なまちづくり

重点目標		地域内分権の推進に向けた地域主体の自治の確立		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	1 位
総合計画における 位置付け		第 1 編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第 1 章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第 2 節 地域内分権による地域の自治の推進		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け		3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する	
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり					
現況・ 課題	市民協働による新たな住民自治の創出を目指し、市の重要施策として取り組んでいる「地域内分権の確立」については、地域住民が主体となってまちづくりを進める「住民自治組織」の設立や運営支援に努めるとともに、その活動に対する市の支援策として各地域への地域担当職員の配置や庁内各課所への協働推進員の配置による人的支援及び地域予算（交付金制度）による財政的支援の取組を進めています。 「住民自治組織」については、これまでに市内9地域に13の組織が設立されており、組織運営の定着化のための活動や各地域での活動の指針となる「地域まちづくり計画」の策定が進められ、各組織において「地域まちづくり計画」に基づいた活動が進められています。中央地域においては、平成29年12月に地域経営会議（設立準備会組織）が設立され、枠組みについて検討されましたが、昨年度末までに各自治連を単位として、「神川まちづくり委員会」「北部地区まちづくり協議会」「南部まちづくり協議会」が設立されました。残る2地区（中央、東部地区）では、引き続き設立の枠組み等の協議が進められています。 住民自治組織も当初の設立から9年が経過する中で、組織の再編や人材の育成、持続的な活動体制の構築、「地域まちづくり計画」の見直しの必要性など、新たな課題が見えてきましたが、引き続き、地域協議会をはじめ、地域住民の皆様への説明や情報発信を行いながら地域内分権への理解を深め、住民自治組織の自律的かつ主体的な活動を目指すとともに、全市域での組織設立に向けて取り組んでまいります。 人口減少、少子高齢化の進展に伴うまちづくりの担い手の負担増への対応として、住民自治組織をはじめとする地域コミュニティの役割を見直す必要があります。						
目的・ 効果	自治基本条例の基本理念を踏まえ、地域住民自らが参加・参画し、地域内の課題を解決できる住民自治の仕組み(住民自治組織)を構築することにより、地域住民と行政の協働による地域自治を確立し、地域が健康で元気なまちを創り上げることで「健(康)幸(福)都市」の実現を目指します。				該当する SDGsの目標	 3 すべての人に健康と福祉を  10 人や国の不平等をなくそう  11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナリシップで目標を達成しよう	
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 地域協議会の今後のあり方の検討（継続） (1) 地域協議会での「住民自治組織と地域コミュニティとの連携と役割分担の可能性について」の検討結果を踏まえた、住民自治組織の今後の役割について検討し、方向性を確立 (2) 地域協議会での「地域協議会の設置単位及び委員数等の見直し」検討結果を踏まえ、庁内合意形成を図りながら、令和8年度以降の地域協議会のあり方を検討し、その結果に応じて条例改正を実施	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 住民自治組織と自治会の役割分担の明確化 (2) 上田右岸地域及び左岸地域の再編と適切な委員数による委員の選任				
②	○ 住民自治組織の設立促進と組織運営、活動の支援 (1) 未設置となっている中央地域の2地区(中央、東部地区)について、設立に向けた協議の継続支援及び、組織体制のあり方についての検討を推進 (2) 設立済みの住民自治組織の皆さんが安心して活動できるよう、市民活動保険の公費加入を検討	(1) 通年 (2) 年度末まで	(1) 地域担当職員（2名）を本庁に集約し、設立に向けて地元と密に交渉 (2) 公費負担による住民自治組織構成員の活動保険加入方針決定				
③	○ 地域担当職員、協働推進員の機能向上 (1) 住民自治組織や市民活動団体の活動を支援するための、地域担当職員、協働推進員の役割の明確化に向けた検討 (2) 各地域振興課長、政策幹を中心とした、地域活動拠点機能の強化に向けた検討	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 協働推進員研修会の開催(2回) (2) 地域政策幹、地域担当職員との検討会議開催(2回以上)				
④	【豊殿、塩田、川西地域自治センター】 ○住民自治組織(各地区まちづくり協議会等)が取り組む事業への支援 ○右岸・左岸地域協議会及び地区自治会連合会の活動を支援 ○施設内全照明のLED化工事の実施	年度末まで	○ 人的・財政的支援 ○ 右岸・左岸地域協議会の運営を支援 各地区自治会連合会の要望の取りまとめ ○ 施設内の全ての照明をLED化				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

令和7年度 重点目標管理シート

重点目標		自治会や市民活動団体との協働による活力ある地域づくりの推進			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	2 位		
総合計画における 位置付け		第 1 編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第 1 章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第 1 節 参加と協働による自治の推進			上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する				
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり								
現況・ 課題		上田市の自治の基本原則を定める「自治基本条例」については、5年を越えない範囲で見直しを行うこととしており、平成27年度、令和2年度に上田市自治基本条例検証委員会において検証を行いました。今年度、前回の見直しから5年 が経過することから、検証委員会による評価・検証を行い、必要な修正を行うとともに、引き続き、市民並びに職員に対し自治基本条例の理念の浸透に努める必要があります。 また、この条例に掲げる「参加と協働」の理念を具体化していくため、平成26年度に策定し令和元年度、令和6年度に見直しを行った「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、様々な人や組織それぞれがまちづくりの担い手として協 働を進められるよう、地域コミュニティに対する支援や担い手となる意欲ある人材の発掘・育成に取り組む必要があります。								
目的・ 効果		上田市自治基本条例検証委員会からの提言や「協働のまちづくり指針」を基に、市民参加と協働推進の環境づくり、地域コミュニティの活動 支援、さらにまちづくりの担い手となる人材の発掘・育成に取り組むことによって、自治基本条例を実効性あるものにしていきます。				該当する SDGsの目標				
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見 直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
①	○自治基本条例の見直し (1) 自治基本条例検証委員会を設置し、委員会において 条例見直しの必要性を検証 (2) 自治基本条例見直し庁内検討会において、前回見直 しからの取組状況の把握・確認を行い、検証委員会 からの意見に対して市の対応を検討		(1) 年度末まで	(1) 自治基本条例検証委員会を開催 7回 (2) 自治基本条例見直し庁内検討会を 開催 5回						
②	○まちづくりの担い手となる人材や団体の発掘・育成 (1) まちのアトリエを活用し情報を発信 (2) 人材の有効活用に向けた人材バンク等の取組を検討		(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) まちのアトリエを活用した講座等 の開催により、個人や団体の活動 を支援するとともに、その内容を ホームページやSNSを活用し市民に 向け発信 (2) 上記講座の主催者や受講者等から 有能な人材を発掘し、バンクの登 録及び活用に向けた調整						
③	○自治会活動への多面的支援 (1) 自治会のデジタル化 (DX化) 推進 (2) 自治会ホームページの充実及び、災害時の伝達情報 手段の確保や訓練の実施 (3) 自治会によるコミュニティ活動への支援		(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	(1) 先進地への視察により情報収集を 行ない、上田市にあった手法を研 究 視察先：2か所以上 (2) ホームページの未登録自治会の掲 載やデータ更新に向けた調整。ま た、年に2回程度、実際に災害が発 生することを想定し、災害時伝達 訓練を開催 (3) 自治会要望の計画的な実施や、各 種補助事業の見直しを検討						
④	○住民主体のまちづくり活動への支援 (1) 活力あるまちづくり支援金による支援 (2) 上記活動の財源確保に向けた地域振興事業基金・公 共施設整備基金の運用基準の見直しの検討や、運用 益確保の取組		(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 地域や団体のニーズに応じた柔軟 な申請対応を行い、支援金の活用 を推進 「地域枠」は、各地域の活性化に 結びつくよう、新たに創設した 「重点事業」を活用した住民自治 組織の活動を推進 (2) 新市分・持寄分等の流動性資金に 配慮し適正に運用						
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点				○取組による効果・残された課題					

重点目標		人権が尊重され誰もが等しく参画できる地域社会形成への意識醸成			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	3 位
総合計画における 位置付け		第 1 編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第 2 章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第 1 節 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 第 2 節 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現			上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け								
現況・ 課題	世界の恒久平和は、国民共通の願いです。戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和な社会を次世代に引き継いでいくことは私たちの責務であります。 上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施策を総合的に進めていく必要があります。女性、子ども、同和問題等にかかわる人権問題が依然として存在しており、最近ではSNSなどインターネット上の人権侵害の多様化や性的少数者の人権、犯罪被害者等への支援など様々な人権課題が顕在化していることから、人権教育啓発の積極的な取組みとともに、人権尊重の視点で施策の推進に努めることが求められています。 男女共同参画の推進では、施策の基本的事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「うえだカラフルプラン」（「第4次上田市男女共同参画計画」（R4～R8））に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して取り組む必要があります。							
目的・ 効果	「争いのない世界を願う 非核平和都市」宣言に基づき、平和に関する取組を推進し、恒久平和の実現を目指します。 一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するために、令和6年度からスタートした「上田市人権施策基本方針（第二次改訂）」に基づき、各分野にわたる施策の推進に取り組めます。 「第4次上田市男女共同参画計画」（R4からR8年度）に沿って、市民、事業者等と協働して男女共同参画社会の実現に向け、各種事業を推進してまいります。				該当する SDGsの目標	      		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
①	○ 平和啓発事業の実施、推進 （1）平和の灯モニュメント設置、平和学習及び平和祈念事業 （2）原爆パネル展の実施	（1） 通年 （2） 通年	（1） 実行委員会による検討を経て、平和の灯モニュメント設置、中学生を中心とした広島訪問団による平和学習及び平和祈念事業を実施 （2） 原爆パネル展の開催 10か所					
②	○ 人権等に関する支援・相談体制の整備・充実 （1）人権擁護委員による人権相談 上田、丸子、真田、武石各地域での特設相談 法務局での常設相談（法務局連携）、女性の悩みごと相談 （2）あらゆる差別に関する相談	（1） 通年 （2） 通年	（1） ・特設相談：上田 隔月1回、丸子・真田、武石 年2回 ・常設相談：毎週月・水・木曜日 （2） ・隣保館での相談窓口開設 ・市民団体と連携した相談体制					
③	○ 男女共同参画啓発事業の推進 （1）第4次上田市男女共同参画計画（うえだカラフルプラン）の周知及び市民との協働による男女共同参画意識の啓発や教育の充実、出前講座の実施 （2）市民フェスティバルの開催 （3）各女性団体の講座、研修等への参加 （4）講演会、講座の開催 （5）男女共同参画推進事業者表彰の実施	（1） 通年 （2） 年度末まで （3） 年度末まで （4） 年度末まで （5） 年度末まで	（1）関係団体等との協働による男女共同参画の啓発事業、出前講座の実施 （2）市民フェスティバルの開催 （3）女性団体の研修会等の参加 1 回以上 （4）講演会、講座の開催 5 回 （5）事業者表彰 2 団体					
④	○ 市民プラザ・ゆう事業の推進 （1）資格取得支援講座等の開催 （2）女性相談員によるなんでも相談の実施 女性弁護士による法律相談の実施	（1） 通年 （2） 通年	（1）資格取得支援講座等の開催 7 講座 （2）女性相談員による相談 週2回 女性弁護士による法律相談 偶数月1回・奇数月2回					
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題				

重点目標		移住・定住・交流によるまちづくりの推進			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター		優先順位	4 位	
総合計画における 位置付け		第6編 文化・交流・連携 文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり 第2章 交流・連携、移住・定住促進による活力ある都市づくり 第1節 上田の魅力発信、選ばれる都市づくり			上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	05 人と自然が調和した活力あるまちをつくる				
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け		(2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア 歳入の確保								
現況・ 課題		①自然動態の減と市民の流出により人口減少が進んでいます。発展的に持続する活力あるまちづくりに向けて、転出の抑制と流入人口の増加が喫緊の課題です。新しい生活様式の定着による暮らし方や働き方の多様化を活かし、上田市の魅力や暮らしやすさに関する情報を積極的に発信する必要があります。また、住居ニーズの充足や就職支援に向けて関係課との連携が必要です。 ②人口減少と高齢化の進展は、生涯未婚率の増加による出生数の低下も要因となり、活力あるまちづくりを進める担い手が不足していく可能性があります。少子化対策として結婚を希望する方々への支援が必要です。 ③交流人口の増加と財源の確保を目的にふるさと寄附を推進するため、より多くの寄附者へ訴求する必要があります。上田の魅力を広く伝えるパートナー企業と返礼品の充実による地域産業との連携が重要です。								
目的・ 効果		①移住相談やセミナーなどは対象者のニーズに合わせオンライン方式の併用で実施し、上田市に関心を寄せる世界中の方々に向けた情報発信により、人口の社会増を推進します。 ②婚姻に伴う新生活を開始する際の経済的不安を軽減するとともに、結婚を希望している独身者やその親等の結婚に対する意識の醸成等により、出会いと結婚を支援します。 ③ふるさと寄附のパートナー企業と返礼品の充実により、上田市の魅力を発信し、関係人口の増加と財源の確保を目指すとともに、地場産品の流通促進により地域の活性化を図ります。				該当する SDGsの目標	 			
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
①	○ 移住定住の推進 (1) 移住相談会の開催及び移住関連イベントへの参加 (2) 移住体験ツアーの実施 (3) 地域おこし協力隊員との連携強化 (4) UIJターン就業・創業移住支援事業費補助金の活用		(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで	○ 行政サポートによる移住者数 110人 (1) 10回以上 (2) 1回以上 (3) 2回以上 (4) 21件						
②	○ 縁づくり事業の推進 (1) 婚活交流会等の開催 (2) 結婚相談員向けセミナー等の開催 (3) 結婚新生活補助事業補助金の活用		(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	○ 婚姻数 550件 (1) 5回以上 (2) 1回以上 (3) 16件						
③	○ ふるさと納税制度の推進 (1) 庁内連携及び官民連携による事業者開拓 (2) 新規ポータルサイト導入の検討 (3) 正しい制度運用の徹底		(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	○ 寄附件数及び寄附金額 28,000件、600,000千円 (1) 返礼品の追加、ブラッシュアップ (2) 1件以上 (3) 事業者への周知 2回以上						
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 ①「うえだ移住テラス」の周知を推進し市民の参加を促進すると共に、上田市に関心を持つ方々への情報発信に努め、関係人口となるユーザーの増加を図ることで市民との交流を推進します。 ②上田市の魅力となる返礼品の開発と、新規寄附者を呼び込むための有効な情報発信により、市の自主財源となるふるさと寄附受納の増額に取り組みます。				○取組による効果・残された課題					

重点目標		デジタル技術を活用した市民サービスの向上と業務の効率化			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	5 位
総合計画における 位置付け		第 1 編 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実			上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	5 DXやGX等の革新的技術でSDGsを推進、人と自然が調和した活力あるまちをつくる		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化						
現況・ 課題	マイナンバーカードは国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として制度が発足した。マイナポイント事業、マイナ保険証等の運用が開始されるなどカードの普及促進の取り組みを強化してきた結果、取得率は大きく増加し、当市の令和6年度末の保有枚数率は76.5%となった。また、平成28年5月20日に開始したマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明書の交付については、利用率が32.7%と増加しているが更に利用促進を図る必要がある。国は戸籍法を改正し、令和6年3月からマイナンバー制度を利用して一部行政手続きにおける戸籍謄抄本の添付を省略した。今後もマイナンバーやマイナンバーカードの利用拡大に向け、引き続き取得率の向上に取り組む。 市では、令和5年2月に「書かない窓口システム」を導入し市民サービスの向上、業務の効率化に努めているが、更なる利便性の向上を図りたい。							
目的・ 効果	平成28年度からマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付は、市役所窓口 に比べ閉庁日や時間外でも取得が可能であり、利便性も高く、交付比率は令和元年度は 5.6%であったが、令和6年度は32.7%と増加しており、市民課窓口の混雑緩和や交付処理時間の削減に有効である。 「引越し手続オンラインサービス」を利用すると、特に転出する際は窓口での申請が不要となり、来庁する負担もなくなり、窓口の混雑緩和にもつながることから、業務効率の向上も図れる。					該当する SDGsの目標	    	
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ マイナンバーカード保有枚数率の向上 （1） 施設や戸別訪問に出向き出張申請受付を実施 （2） 毎月2回、第2土曜日と最終日曜日に申請・交付受付を予約制で実施		年度末まで	・ 保有枚数率 80.0%				
②	○ コンビニエンスストアでの証明書交付比率の向上 （1） コンビニエンスストアでの証明書取得の利便性を窓口やHP、広報誌等で周知強化		年度末まで	・ コンビニエンスストアでの証明書交付比率 35.0%				
③	○ 「引越し手続オンラインサービス」利用率の向上 （1） オンライン（マイナポータル）上で転出届の手続きができること、利便性をHP・広報誌等で周知強化 （2） 市民サービス窓口等でオンライン申請の情報提供		年度末まで	・ 転出届のオンライン申請利用率 20.0%				
④	○ 書かない窓口の充実 （1） 申請書自動作成システム「マイナピット」導入 （2） 「書かない窓口システム」の積極的な活用		年度末まで	・ 市民の申請書作成の手間や記載ミスをなくし業務負担の軽減を図る ・ 「書かない窓口システム」の機能の拡充				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点				○取組による効果・残された課題			

重点目標		外国籍市民の社会参加の促進による多文化共生のまちづくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	6 位
総合計画における 位置付け		第 1 編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第 2 章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第 3 節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり (2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 エ 受益と負担のあり方の見直し					
現況・ 課題	上田市の外国籍市民数は、令和7年1月1日現在4,668人で、県内において長野市、松本市に次いで多い自治体です。現在、外国籍市民は定住化傾向にあり、子育て・教育・健康・住居・就労等、生活者としてさまざまな課題が生じており、高齢化問題も徐々に出てきています。また、入管法の改正により、今後外国籍市民が増えることが予想されます。 外国籍市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に住み続けることになる外国籍の子どもたちは、日本人と共に将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取り組みが必要です。						
目的・ 効果	少子高齢化・人口減少の進行により、将来にわたって社会・経済活動を持続的に発展させていくためには、労働者としての側面ばかりでなく、生活者として外国籍市民が果たす役割は重要なものとなっております。また、日本に定住する外国籍の子どもたちが次世代の担い手として、日本社会において自ら未来を切り開いていける力を養う必要があります。（令和6年5月1日現在、外国人児童生徒の小中学校在籍数209人） 同じまちに住む住民として、日本人と外国人がお互いを理解しながら共に生きるまちづくりを進めることによって、双方にとって住みやすく、安心・安全な「まち」がつくられていきます。			該当する SDGsの目標			
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 「上田市多文化共生推進協会」（AMU）を核とした多文化共生事業の推進 (1) 多文化共生事業を推進するAMU（市民、地域グループ、団体、企業、行政等で構成・連携）の運営を支援するとともに、活動の企画・運営への外国人の参画を促進 (2) 「AMU」の広報・周知の推進	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 事業の企画運営 ・ 総会（年1回）、理事会（年2回程度） ・ 専門部会（交流・学習部会） (2) 公民館・自治会・高校・大学や他組織等と共催・連携して事業を活性化するとともに、AMUの広報・周知を推進				
②	○ 多文化共生のまちづくりの市民理解の浸透と自立支援の促進 (1) 市民の理解を深めるため、多文化共生に関する講演会等を開催。 (2) 外国籍市民への交流の場づくりや、外国籍市民の自立と社会参加を促すための講座を開催。 また、災害時の行動における基礎的な知識を伝えていく等さまざまな支援の推進	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 多文化共生のまちづくりに対する市民の理解と参加・協力の促進のため、多文化交流フェスタや講演会等を開催（フェスタ、講演会各1回） (2) 外国籍市民と地域住民の交流イベント、外国籍市民の自立と社会参加のための講座等を実施（交流イベント2回、講座2回）				
③	○ AMUによる学びの場の提供 (1) AMUに日本語コーディネーターを継続して配置し、外国人全ての年齢を対象とした「にほんごアムアム」（日本語教室）を通じた、学習希望者の習得度に応じた学びの場の提供 (2) 外国籍の子どもが自ら未来を切り拓いていけるよう、教育委員会と連携した、日本語（学習言語）の学習支援を推進 (3) 日本語支援者の養成及びスキルアップ	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	(1) 学習者とボランティアとのマッチングのため、大人と子どもの日本語コーディネーター（兼日本語指導者）を通年で配置 (2) 教育委員会と連携し、小中学校へのボランティアの派遣等、日本語の学習支援が必要な外国籍の子どもを支援 (3) 日本語支援ボランティア養成講座の実施				

④	○ 外国籍市民への情報提供と相談窓口の充実 (1) 多言語広報紙の発行 (2) 多言語で対応可能な相談体制の強化 (3) 多文化共生専門員の専門能力の向上	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	(1) 多言語の広報紙を毎月発行し、小中学校や事業所等へ送付 (2) 外国人総合相談窓口を多言語相談ワンストップセンターとして機能させ、相談内容に応じて関係部署と連携 (3) ワンストップセンターで相談にあたる多文化共生専門員の一層のスキルアップのため、相談員研修会等への参加を促進		
⑤	○ 外国人集住都市会議との連携 (1) 自治体単独では解決できない法律や制度上の課題共有 (2) 外国人集住都市会議の会員都市との連携	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 群馬・静岡・長野ブロックの会議（年3回程度）に参加し、研究課題のテーマについて会員都市間で協議 (2) 全体会（年2回程度）、首長会議に参加		
⑥	○ 多文化共生推進指針の見直し検討 (1) 他市の事例調査・研究 (2) 多文化共生の取り組みの見直しと課題整理	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 先進事例の調査、研究 (2) 多文化共生に係る課題整理		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題	

令和7年度 重点目標管理シート

重点目標		犯罪や消費者トラブル、交通事故のない安心安全なまちづくり		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター		優先順位	7 位
総合計画における 位置付け		第2編 自然・生活環境 安全・安心な快適環境のまちづくり 第2章 良好、快適な生活環境の形成 第6節 犯罪や交通事故のないまちづくりと消費者被害防止の推進		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け				
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラム における位置付け			(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり					
現況・ 課題		特殊詐欺や悪質商法による消費者被害が後を絶たず、不審電話や訪問などの前兆事案も日々発生している状況です。令和6年中の特殊詐欺被害の発生状況は、認知件数25件（前年比＋3件）であり、被害額は1億9,655万円となっています。これ以上の被害の発生を食い止めるため、高齢者はもとより、全ての市民に対して特殊詐欺等の被害防止対策を講じることが喫緊の課題となっています。 また、令和6年中の交通事故の発生件数は、前年より増加しており、4件の死亡事故が発生しています。依然として、高齢者が関係する重大事故が多く発生している現状から、ドライバーはもとより、すべての道路利用者に対して交通安全意識の高揚を図る対策が必要となっています。						
目的・ 効果		地域で高齢者等の訪問・見守り活動等を行っている、既存の組織及び行政等で組織した上田市特殊詐欺等被害防止連絡協議会での情報交換及び連携により、地域全体での見守りや啓発活動を推進することで、高齢者をはじめとした市民が特殊詐欺や悪質商法等の被害に遭わないよう未然防止を図ります。 また、交通安全対策については、高齢者の交通事故防止を重点課題として、交通安全意識の向上と事故抑止対策を推進することで、交通事故の抑制を図ります。			該当する SDGsの目標			
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 特殊詐欺や悪質商法などの消費者被害防止対策の実施 (1) 警察等関係機関・団体との情報共有による効果的な未然防止策の推進 (2) 多様な媒体による高齢者から若年層までを対象とした啓発活動の実施 (3) 特殊詐欺等被害防止対策機器の普及促進 (4) 特殊詐欺等被害防止、消費者トラブル被害防止に関する出前講座		(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで	(1) 特殊詐欺等被害防止連絡協議会2回 消費者被害未然防止を図る連携会議1回開催 (2) 広報うえた掲載 随時、 HP掲載 随時 メール配信による注意喚起 随時 大学生への啓発チラシの配布 (3) 購入費補助120件 (4) 15回				
②	○ 子どもと高齢者の交通事故を防ぐための交通安全施策の推進 (1) 交通安全運動の実施 (2) 高齢者を対象とした夜光反射材の配付 (3) 交通安全教室の実施 (4) 高齢者を対象とした自転車用ヘルメットの着用促進と市民全体に向けたヘルメット着用の周知・啓発の実施 (5) 長野県民交通災害共済加入率の向上		(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで (5) 年度末まで	(1) 4回 (2) 800人 (3) 100回 (4) 購入費補助 250件 (5) 加入率50%				
③	○ 自治会等との協働による防犯意識の高揚と被害防止の推進 (1) 地域安全運動等の実施 (2) 防犯パトロールの実施 (3) 青色回転灯防犯パトロール車による、小中学校の下校時間帯に合わせたパトロールの実施 (4) 防犯指導員への指導の充実 (5) 地区防犯協会の設立の推進		(1) 年度末まで (2) 通年 (3) 通年 (4) 年度末まで (5) 年度末まで	(1) 2回 (2) 随時実施 (3) 毎週水・金曜日 (4) 研修会の開催 2回開催 (5) 7地区→8地区				
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点				○取組による効果・残された課題			